

規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第2章 代議員及び代議員会 第1節 代 議 員</p> <p>(定数)</p> <p>第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、 <u>26人</u>とし、その半数は、この基金の設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において、事業主（その代理人を含む。）及びこの基金の設立事業所に使用されている者のうちから選定し、他の半数は加入員において互選する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員及び職員</p> <p>(役員)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第27条 理事の定数は<u>12人</u>とし、その半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規約は、次の総選挙から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 代議員及び代議員会 第1節 代 議 員</p> <p>(定数)</p> <p>第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、 <u>30人</u>とし、その半数は、この基金の設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において、事業主（その代理人を含む。）及びこの基金の設立事業所に使用されている者のうちから選定し、他の半数は加入員において互選する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員及び職員</p> <p>(役員)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第27条 理事の定数は<u>14人</u>とし、その半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>(減少設立事業所に係る掛金の一括徴収)</p> <p>第 6 1 条の 3 この基金は、設立事業所が減少する場合（倒産等により当該事業所の法第 9 条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合及び事業所が事業を休業するため被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。）において、当該減少に係る設立事業所（以下「減少設立事業所」という。）<u>、この基金の設立事業所以外の事業所に事業の一部の譲渡（以下「一部事業譲渡」という。）を行い、転籍のため加入員の一部を脱退させる設立事業所（以下「一部事業譲渡を行う事業所」という。）又は会社の分割（事業を承継する事業所がこの基金の設立事業所である場合を除く。以下「会社分割」という。）を行い、事業の承継のため加入員の一部を脱退させる設立事業所（以下「会社分割を行う事業所」という。）</u>に対し、減少設立事業所が減少しない、<u>一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所が一部事業譲渡又は会社分割を行わないとしたならば、当該事業所の事業主から徴収することとなる次に掲げる債務及び不足金を掛金（以下「減少事業所特別掛金」という。）として一括して徴収するものとする。</u></p> <p>ア 特別掛金収入現価相当額</p> <p>イ 繰越不足金</p> <p>2 前項に定める減少事業所特別掛金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)前項のアに定める特別掛金収入現価相当額 <u>設立事業所が減少する日、一部事業譲渡日又は会社分割日（以下「減少日」という。）</u> の直前の財政決算日（財政決算は代議員会の議決を経たものとする。ただし、当該直前の</p>	<p>(減少設立事業所に係る掛金の一括徴収)</p> <p>第 6 1 条の 3 この基金は、設立事業所が減少する場合において、当該減少に係る設立事業所（以下「減少設立事業所」という。）の<u>事業主</u>に対し、減少事業所が減少しないとしたならば基金が当該減少設立事業所の事業主から徴収することとなる次に掲げる債務及び不足金を掛金（以下「減少事業所特別掛金」という。）として一括して徴収するものとする。</p> <p>ア 特別掛金収入現価相当額</p> <p>イ 繰越不足金</p> <p>2 前項に定める減少事業所特別掛金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)前項のアに定める特別掛金収入現価相当額 設立事業所が減少する日（以下「減少日」という。）の直前の財政決算日（財政決算は代議員会の議決を経たものとする。ただし、当該直前の財政決算日以降に財政計算を行い、</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>財政決算日以降に財政計算を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合（給付の額の変更を伴う財政計算であって減少設立事業所に対する給付が変更後の規定により行われな</p> <p>い場合を除く。）は、当該財政計算日とする。以下同じ。）における特別掛金収入現価相当額に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額</p> <p>の総額に対する減少設立事業所の加入員（一部事業譲渡又は会社分割の場合は、当該譲渡又は会社分割により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の総額の割合を乗じて得た額から減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所が直前の決算日以後減少日までに納付した当該特別掛金の額を控除して得た額</p> <p>(2)前項のイに定める繰越不足金</p> <p>減少日の直前の財政決算日における繰越不足金額（前号に定める特別掛金収入現価相当額に係る特別掛金率に織込み済の額を除く。）に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の総額に対する減少設立事業所の加入員（一部事業譲渡又は会社分割の場合は、当該譲渡又は会社分割により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の総額の割合を乗じて得た額</p> <p>3 前2項の規定による減少事業所特別掛金については、基金は減少日の10日前までに納入の告知を行う。ただし、減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所の申出又は報告が遅れた場合は、この限りでない。</p>	<p>当該財政計算が代議員会で議決されている場合（給付の額の変更を伴う財政計算であって減少設立事業所に対する給付が変更後の規定により行われな</p> <p>い場合を除く。）は、当該財政計算日とする。以下同じ。）における特別掛金収入現価相当額に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額</p> <p>の総額に対する減少設立事業所の加入員（一部営業譲渡の場合は、当該譲渡により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の総額の割合を乗じて得た額から減少設立事業所が直前の決算日以後減少日までに納付した当該特別掛金の額を控除して得た額</p> <p>(2)前項のイに定める繰越不足金</p> <p>減少日の直前の財政決算日における繰越不足金額（前号に定める特別掛金収入現価相当額に係る特別掛金率に織込み済の額を除く。）に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の総額に対する減少設立事業所の加入員（一部営業譲渡の場合は、当該譲渡により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の総額の割合を乗じて得た額</p> <p>3 前2項の規定による減少事業所特別掛金については、基金は減少日の10日前までに納入の告知を行う。ただし、減少設立事業所の申出又は報告が遅れた場合は、この限りでない。</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>4 <u>減少設立事業所、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた減少事業所特別掛金について、納付期限までに、この基金に納付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項に規定する減少は、任意脱退する場合、当該基金の設立事業所でない事業所に合併される場合又は当該基金の設立事業所でない事業所に全部事業譲渡する場合をいい、当該事実が決定した時点で、減少設立事業所の事業主は、この基金に対し、当該事実が決定した旨を事前に申し出なければならない。また、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所の事業主は、この基金に対し、当該事実の申出を行わなければならない。</u></p>	<p>4 減少設立事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた減少事業所特別掛金について、<u>減少日の前日までに、この基金に納付しなければならない。ただし、減少設立事業所の申出又は報告が遅れたため、納入の告知が遅れた場合は、この限りでない。</u></p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規約は、平成22年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(掛金に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 平成22年3月以前の減少事業所特別掛金については、なお従前の例による。</u></p>	